

平成25年1月24日

「平成25年度税制改正大綱」についてのコメント

一般社団法人不動産協会  
理事長 木村 恵 司  
(三菱地所(株)会長)

- ・ 本日決定された「平成25年度税制改正大綱」では、消費税率引き上げに際して住宅取得の負担を軽減するための措置が決まるとともに、都市再生促進税制の延長、土地の登録免許税の軽減特例の延長、Jリークの流通税の軽減特例の延長など、当協会の主要な要望が認められた。ご尽力頂いた関係各位に対して、厚く御礼申し上げたい。
- ・ 住宅消費税については、今回住宅ローン減税等の拡充に加え、給付の基本的な方向を示して頂いた。給付の詳細については今夏までに決定されるが、住宅購入者の負担が増えないよう十分な給付措置をお願いしたい。また、消費税率が10%となった時に軽減税率が導入される場合には、5%の軽減税率の適用をぜひともお願いしたいと考えている。
- ・ 我が国経済に明るい兆しが見え始めてきた中、持続的な経済成長を実現するためには、内需主導による成長戦略の加速化が不可欠である。今回の税制改正を踏まえ、当協会としても、資産デフレからの脱却と日本経済の再生に向け、貢献して参りたい。

以 上